

企画提案書作成要領

1 注意事項

(1) 趣旨

本書は、「芦屋市生成 AI サービス提供業務提案依頼用仕様書」に対する、提案者及び提案する業務の考え方、具体的実現方法の提案を求めるものである。

よって、提案者は提案書作成において特段の記載がなくても、本市が示す業務の内容に十分に留意し回答すること。

また、本市職員に作業が発生する場合は、本市職員の負担が最小限になるよう提案を行うこと。

(2) 提案書作成要領

ア 提案書は A4 両面印刷（長辺綴じ）とする。表紙・目次等を除き 30 ページ以内（A4 用紙 15 枚）で作成すること。

イ A4 にて記載が困難な部分は A3 でも構わないが、A4 の大きさに折って綴じこむこと。なお、その場合は A3 両面で 4 ページ分とみなす。

ウ 作成に当たっては、別紙「評価基準表」の項目順序に従って記載すること。

エ 提案書には必ずページ番号を付番すること。

オ 印刷物については、各節ごとにインデックスをつけること。

(3) 提案書

「芦屋市生成 AI サービス提供業務提案方式実施要領」のとおり、別紙「芦屋市生成 AI サービス提供業務提案依頼用仕様書」及び別紙「評価基準表」に基づき、提案書を作成すること。

提案書については、1 者 1 提案とする。

提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

なお、「評価基準表」にある項目に即して、作成するものとする。

(4) 見積書

見積書作成においては下記に留意すること。

ア 明細書の項目は、省略せずに内訳金額を記入すること。

一括の金額計上で中身が見えない記載方法としないこと。

イ 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者（提案者）は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

ウ 見積りに際しては、芦屋市財務会計規則、芦屋市契約規則その他関係法令に従うものとするとともに上記提案依頼用仕様書を精読の上、見積書を作成すること。

エ 見積書の件名は、「芦屋市生成 AI サービス提供業務」とし、宛先は芦屋市長宛とし、封入の上、提出すること。

(5) 提出書類

ア 提出方法 下記提出先まで郵送又は持参すること。(郵送の場合は必着)

イ 提出部数

(ア) 見積書 1部

(イ) 企業評価要件確認書 1部

(ウ) 企業評価項目に関する確認書類 1部

(エ) 提案書(紙及び電子) ・印刷資料 8部
・CDによる電子媒体 1式

ウ 提出期限 令和6年5月24日(金)17時まで

エ 提出先 〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課(担当:井出、横道)

電話 0797-38-2021

FAX 0797-34-6713

(6) 留意事項

当該提案内容は提案書に提示した予定金額の範囲で提供されるものとし、追加費用は認めない。

2 提案内容

(1) 客観的評価

ア AIモデル

提案依頼書用仕様書に記載しているAIモデルの内、どのモデルを提案するのかを記載すること。なお、併用して利用可能なモデルがある場合はそれも記載すること。

イ 導入実績

同種のシステムを導入し、稼働させた実績について記載すること。なお、その際に自治体、自治体以外の公的機関、公的機関以外の法人での導入実績の有無がわかるようにすること。

(2) 基本的概要

ア 概要及び特徴

提案依頼書用仕様書に記載している本市の目的を踏まえて貴社が考える提案のポイントについて自由に記載すること。

(3) セキュリティ

ア セキュリティ

ネットワーク構成やクラウドのセキュリティについて記載すること。取得している認証等があれば併せて記載すること。

(4) インターフェイス

ア 利用者目線

ユーザーが目的の業務を行うために直感的にわかりやすい操作性を実現できているかについて記載すること。

イ テンプレート

プロンプトのテンプレート登録機能について詳細に記述すること。特にユーザーの使い勝手について重点的に記述すること。

ウ 禁止ワード

禁止ワードが送信された際の挙動について詳細に記述すること。特に個人情報について特別な挙動があれば重点的に記述すること。

エ 管理画面

管理画面で把握できる情報について、どのようにして閲覧できるかも含めて詳細に記述すること。

(4) その他

ア 追加提案

本提案に関連して仕様書の要件を上回る追加提案があれば、それを費用とともに記述すること。(追加提案の費用については、上限価格を満たしているかの判定及び価格評価に含まない。)本項目に限り追加費用が発生しても構わないが、当然ながら追加費用のない提案の方が高得点となる。

以 上